

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）概要

1 特別区国民健康保険の基準保険料率等の改定（第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2、第19条の4関係）

(1) 保険料率

区 分		現 行	改 正 案	増 減
基礎分 (医療分)	所 得 割	7.17%	8.69%	+1.52pt
	均 等 割 (被保険者1人につき)	45,000円	49,100円	+4,100円
	賦 課 割 合 (所得割：均等割)	56：44	現行どおり	—
	賦 課 限 度 額	650,000円	現行どおり	—
後期 高齢者 支援金分	所 得 割	2.42%	2.80%	+0.38pt
	均 等 割 (被保険者1人につき)	15,100円	16,500円	+1,400円
	賦 課 割 合 (所得割：均等割)	56：44	現行どおり	—
	賦 課 限 度 額	220,000円	240,000円	+20,000円
介 護 納 付 金 分	所 得 割	2.14%	2.36%	+0.22pt
	均 等 割 (被保険者1人につき)	16,200円	16,500円	+300円
	賦 課 割 合 (所得割：均等割)	56：44	現行どおり	—
	賦 課 限 度 額	170,000円	現行どおり	—

(2) 低所得者に係る軽減

区 分	現 行			改 正 案			増 減
	判定所得基準	被 保 険 者 1 人 に つ き 減 額 す る 額		判定所得基準	被 保 険 者 1 人 に つ き 減 額 す る 額		
7 割 減 額 世 帯	所得が43万円 を超えない世帯 (※)	基礎	31,500円	現行どおり	基礎	34,370円	+2,870円
		後期	10,570円		後期	11,550円	+980円
		介護	11,340円		介護	11,550円	+210円
5 割 減 額 世 帯	所得が43万円 +29万円 ×被保険者等の数 を超えない世帯 (※)	基礎	22,500円	所得が43万円 +29万5千円 ×被保険者等の数 を超えない世帯 (※)	基礎	24,550円	+2,050円
		後期	7,550円		後期	8,250円	+700円
		介護	8,100円		介護	8,250円	+150円
2 割 減 額 世 帯	所得が43万円 +53万5千円 ×被保険者等の数 を超えない世帯 (※)	基礎	9,000円	所得が43万円 +54万5千円 ×被保険者等の数 を超えない世帯 (※)	基礎	9,820円	+820円
		後期	3,020円		後期	3,300円	+280円
		介護	3,240円		介護	3,300円	+60円

※ 世帯に給与所得者等が2人以上いる場合は、各区分の基準額に10万円×（給与所得者等の数－1）を加算する。

(3) 未就学児に係る軽減

区 分	現 行		改 正 案		増 減
	被 保 険 者 1 人 に つ き 減 額 す る 額	被 保 険 者 1 人 に つ き 減 額 す る 額	被 保 険 者 1 人 に つ き 減 額 す る 額	被 保 険 者 1 人 に つ き 減 額 す る 額	
7割減額世帯	基礎	6,750円	基礎	7,365円	+615円
	後期	2,265円	後期	2,475円	+210円
5割減額世帯	基礎	11,250円	基礎	12,275円	+1,025円
	後期	3,775円	後期	4,125円	+350円
2割減額世帯	基礎	18,000円	基礎	19,640円	+1,640円
	後期	6,040円	後期	6,600円	+560円
その他世帯	基礎	22,500円	基礎	24,550円	+2,050円
	後期	7,550円	後期	8,250円	+700円

2 退職者医療制度の経過措置等の廃止（第14条の3、第14条の4、第15条、第15条の4、第15条の5、第15条の6、第15条の7、第15条の8、第15条の9、第15条の10、第15条の11、第15条の12、第15条の13、第15条の14、第15条の15、第15条の16、第16条、第19条、第19条の2、付則第6条、付則第7条関係）

国民健康保険法の一部改正により、退職被保険者等の経過措置に係る規定が削除されることに伴い、関係規定を削除する等の規定整備をする。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

なお、保険料率等に関する規定は令和6年度以後の年度分の保険料について適用する。